

## 遣唐使と新羅・渤海との関係

森, 克己

<https://doi.org/10.15017/2338984>

---

出版情報 : 史淵. 48, pp.1-26, 1951-09-05. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 遣唐使と新羅・渤海との關係

森 克 己

大化改新は、天皇權威の絶對性の下に中央集權的國家を形成しようとしたものであり、その具體的政策としては公地公民原則の確立・地方制度の創設・戶籍、計帳の作成・班田制の設定等の劃期的改革法規を定めてこれを實行に移した點にあることは今更いふを要しないのであるが、この革新的意圖はまた對外方針の上にも明確に反映してゐる。しかもその反映は早くも大化元年（六四五）に現れて來た。即ち同年七月、高句麗と百濟の使が來朝した時これに下した詔勅の中に「明神御宇日本天皇」といふ字句が用ひられ、日本といふ國號が初めて現れて來たことである。<sup>註1</sup>

從來の氏族統合的國家組織においては、大和朝廷の名がその國家を代表する名稱であつたのであり、國際的には外國より倭國と呼ばれて來た。しかるに今や一大革新を斷行し、強力な中央集權的國家として再出發する場合、面目を一新するために従來の對內的民族的國號を改め、中央集權國家にふさはしく、しかも國際的にも誇るべき國號を欲する要求が起つて來るのは當然である。そこで聖德太子が隋の煬帝に遣した國書に所謂「日出處天子」といふ言葉よりヒントを得て日本といふ國號が制定されたものであらう。<sup>註2</sup>

唐書の日本傳に「倭國がその名の雅ならざるをいみ、その國の日の出づるところに近いので、國名を日本と改めた」といつてゐるのは蓋しこの間の事情を指したものであらう。<sup>註3</sup>そしてそれが大寶令に至つて、外國使節に大事を宣ぶる場合には

「明神御宇日本天皇」、朝廷の大事に用ひる場合には「明神御大八洲天皇」と詔書に書別けることが成文化されたのである。<sup>註4</sup>

次に第二の現れとしては大化元年十二月、都を難波の長柄豊碕の地に遷したことである。<sup>註5</sup> 難波は古來より對外交渉の要衝に當つてをり、既に日本書紀仁德天皇元年正月己卯の條に、難波高津宮に皇居を定めたとあり、同じく書紀允恭天皇四十二年正月戊子の條に、新羅の貢船八十艘難波に着いたことが見えてゐる。そして從來の遷都は大體大和一國內でのみ行はれてゐたのに、大化改新に當つて特にこの難波に都を遷したといふのは、聖德太子が解決しようとして遂に解決し得ず、太子世を去られて後推古天皇三十一年（六二三）にも、新羅征伐を企てて効果をあげ得なかつた朝鮮半島問題に對し、新たな抱負を以て臨まうとする態勢を示したものだといはなければならぬ。<sup>註6</sup> 果してその翌大化二年九月には、改新の重要な參劃者高向淳人玄理を新羅に遣して質人を要求した。<sup>註7</sup> 質人要求は國王の身代り要求であつて服従の最高表象を要求したものに外かならない。これと同時にまた任那の調の進貢を停止した。當時任那はすでに新羅に併呑されてをり、從來任那の調として進貢されたものを百濟・新羅が代つて受繼ぎ、任那の調と稱して進貢してをつたのであるが、この時これを廢止したといふのは、つまり百濟・新羅の任那の地を分割領有した事實を容認し得ないといふことの意志表示とも見られ得るのである。<sup>註8</sup> これらの事實を通して見ても、大化改新を契機として改新政府の方針が強硬外交に轉じたことを意味するものである。

このやうに半島に對して強硬外交の決意を固めた改新政府は、その後五年を経た白雉二年（六五一）更にまた強硬態度を明かにした。それは唐の貞觀二十二年（六四八）新羅の伊淦金春秋が唐に使用して百濟討伐の救援を懇請した際、唐朝に媚びて自國の服飾を改めて唐制に従ひ度いと請ひ、唐朝はその希望を喜んで金春秋とその隨行者達に唐の服飾を與へ、特進の位を授けた。これにより翌年正月新羅はその冠服を唐制に改めた。<sup>註9</sup> そしてそれより二年後の白雉二年（六五一）その

唐服を着用して新羅の使が來朝したところ、我が政府は濫りに風俗を變へたといふ理由のもとにその入朝を拒み、筑紫より追却してしまつた。しかもこの問題が政府で評議された際、巨勢大臣が、此の機會に新羅を伐たなければ、後になつて必ず後悔するであらうと、即時新羅征討論を強調してゐるのである。このやうに大化改新註10においては、嘗て聖德太子が國內改革を先きにするために中止した新羅征討、任那復興といふ傳統的な對外方針が新たな革新的熱情に支へられて再び表面化して來たのである。

しからば當時の半島の情勢は如何であつたかといふに、百濟は日本の委囑する任那復興に就いてはこれを遂行する誠意はないが、任那の故地を奪取しようといふ野望を抱いて新羅と争ひ、高句麗はまた新羅に奪はれた國境地帯の土地を奪回しようとして新羅と反目して百濟と和し、日本また任那復興の宿望を抱いて海の此方より機會を窺つてゐたのであるから、新羅は半島に在つては殆ど孤立の状態に陥つてゐた。註11

當時中國においては隋を滅ぼして新に興つた唐は國力隆盛その威力半島に及ばうとする有様であつた。そこで新羅はこの新興國家唐の勢力に絶つて孤立状態から脱しようとし、百濟と高句麗が結んで新羅の唐への入朝の道を絶つたと稱して唐の太宗に哀願した。唐は新羅の要求を容れ、一應高句麗・新羅・百濟の三國に對し、三國間の和親を要望した。しかし失地回復をあせる高句麗は頑としてこれに應じなかつたので、太宗は「皇帝の命を奉ぜず隣國を侵さんとする」侵略者であるとの口實の下に、貞觀十八年（六四四）十一月より高句麗遠征の準備に着手し、翌貞觀十九年（六四五）第一次高句麗征討軍を派遣した。しかしこの第一次征討軍は安市城の包圍攻撃に失敗して挫折してしまつた。その後も太宗は幾度か高句麗征討を企圖したがその都度計畫は失敗に歸したので、遂に貞觀二十三年（六四九）太宗が世を去る時遺詔して高句麗征伐を中止させた。註12

高句麗征伐に失敗した唐はその策戰を變へ、先づ比較的脆弱な百濟を討ち、其處に根據を握ゑて高句麗の背後を衝かう

といふ計畫をたてた。そして顯慶五年（六六〇）蘇定方を將とし十餘萬の遠征軍を山東より海路百濟に派遣し、それにま  
た新羅の兵力をも加へて百濟を攻撃し、その王都眞都城を陥落させた。百濟王は熊津城に奔つたが、王子及びその民衆の  
心は王より離れてしまつたので、王は遂に唐軍に降り、蘇定方は國王・王子以下五十八人を捕虜として唐の都に送り、こ  
こに百濟はあへなくも滅亡した。<sup>註13</sup>

唐は百濟の地を五部に分ち熊津・馬韓・東明・金漣・德安等に都督を置き軍隊を駐屯させたのであるが、百濟の遺臣鬼  
室福信等が任存・射岐・南岑・眞峴等の山城に據つてあくまでも占領軍に反抗し、日本に救援を求めて來た。<sup>註14</sup>

百濟遺臣よりの救援懇請に應じた日本では、齊明天皇親ら兵を率ゐて筑紫に下つたが、筑紫の行宮において崩御され、  
次いで即位した天智天皇もまた百濟救援の方針を踏襲し、來朝中の百濟王子余豐璋に五千の兵を附して歸國させ、百濟の  
王位につけてその復興を計らせた。その上更に二萬七千餘の百濟救援軍を派遣したのであるが、日本軍は六六三年有名な  
白村江の戦に唐・新羅聯合軍に惨敗し、百濟の殘存勢力も全く滅び去り、日本軍は百濟の遺民を伴つて半島より撤退する  
のやむなきに至つたのである。<sup>註15</sup>

註1 日本書紀大化元年七月戊辰條

2 隋書東夷傳倭國

3 三國史記卷六新羅本紀六に「文武王十年（唐咸亨元年）十二月倭國更號日本、自言近日所以爲名」とあるが、恐らく新唐書の記  
事に據つたものであらう。

4 令義解七、公式令二一詔書式

5 日本書紀大化元年十二月癸卯條

6 同書推古天皇紀三十一年七月・十一月

7 同書大化二年九月條

8 末松保和氏著「任那興亡史」

9 三國史記卷五新羅本紀五眞德王二年三月・三年正月條

10 日本書紀白雉二年是歲條

11 三國史記

12 舊唐書列傳東夷、高麗・百濟・新羅

新唐書、東夷列傳、高麗・百濟・新羅

唐會要九五、新羅・百濟・高句麗

13 三國史記卷五新羅本紀五眞德王二年三月條

舊唐書列傳東夷、百濟

新唐書東夷列傳、百濟

唐會要九五、百濟

三國史記百濟本紀

14 日本書紀齊明天皇紀六年・七年條

15 同書天智天皇紀元年・二年條

三國史記百濟本紀

舊唐書列傳東夷、百濟・新羅

新唐書東夷列傳、百濟・新羅

2

白村江の戦における百濟救援軍の惨敗といふことは、日本側の對外政策の上に一大轉換を齎す結果となつた。即ちこの敗戦を契機として、一方においては豈岐・對馬・筑紫等に防人を増置し、烽を設け、水城を築いて國防を嚴にすると共に、他面においては極力唐との間の國交の調整に努め、所謂和戰兩様の準備を怠らなかつた。<sup>註</sup>

ところで唐朝の對外方針はその文化の優越感よりして他の國々の對等を認めず、來朝するものはすべてこれを朝貢使と見做して屬國視する對外觀念があり、それが儒教の王道思想と結び付いて、遠方の殊俗が入朝するのは、中國皇帝の仁徳

を慕つて來貢するものであるから、これを優遇しなければならぬ、所謂「遠夷を存撫する」といふ方針が中國歷朝を一貫する傳統的な外交方針であつた。<sup>註2</sup>この方針は對日外交においても例外なく現れてゐる。たとへば唐の貞觀五年（六三一）日本の第一回の遣唐使大上御田歙等が入唐した際、太宗に謁したところ、太宗は使節に對し、遠方からの朝貢であるから毎年入朝するには及ばないといふ詔勅を下した。そして翌年大上御田歙等が歸朝の際には、新州の刺史高表仁を添へて日本に遣し、日本を詔諭したが、高表仁には遠夷を存撫する才能なく、日本に來朝して禮を争ひ、遂に太宗の詔書を傳へないで還つたといふことが新唐書・舊唐書兩書に見えてゐる。<sup>註3</sup>高表仁については日本側には日本書紀の舒明天皇紀四年（六三二）十月辛亥、高表仁が難波に着し、難波の客館に迎へられたことと、翌五年正月甲辰、高表仁の歸國のことが記されてゐるが、彼の入京の有無や、また唐書に記されたやうなことは見えてゐない。しかし聖德太子の外交に現れたやうな日本の自主的觀念に立つ外交方針と、前述のやうな諸外國を屬國視する唐朝の對外觀念とは氷炭相容れないもののある點より考へ合せると、或はこのやうな事實があつたかも知れぬ。兎も角もかかる些細な一事件を通して見ても、唐朝の對日政策はその傳統的な遠夷存撫方針以外に出るものでなかつたことが窺はれる。故に百濟を滅ぼした場合、海洋を遠く隔てた日本に對して武力を行使しようとする意志は少しもなく、反つて今後行はるべき高句麗征伐に際し、日本をして中立を守らせることの有利なことに想ひ到つたからでもあらうか、百濟を滅ぼした翌年（六六四）、唐の百濟鎮將劉仁軌が郭務悰等を日本に遣して表函と獻物とを進めさせた。日本政府はこれを饗應歡待したが、<sup>註4</sup>一方には此の年日本は長門の國に城を築き、對馬・壹岐・筑紫に防人と烽を置き、筑紫に水城を築いてゐるのである。<sup>註5</sup>またその翌年（六六五）には、唐は朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等を入朝させた。<sup>註6</sup>これに對し、日本政府は劉德高の歸國の際、小錦守君大石等を唐へ派遣した。<sup>註7</sup>しかもこの年また長門に築城し、筑紫にも大野・椽の二城を築かせてゐるのである。<sup>註8</sup>その後二年を経て（六六七）、唐の百濟鎮將劉仁願が熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等を遣して、太山下境部連石積等を筑紫都督府に送らせた。<sup>註9</sup>これに對

して日本側は同年十一月小山下伊吉博徳、大乙筈臣諸兄等を送使として遣してゐる。しかもまた一方においては同月大和國の高安城、讃岐國の屋島城、對馬の金田城を工築してゐる。以上のやうに唐の眞意を推測し兼ねた日本は、一方には唐本國や唐の百濟鎮將との間に相互に使節を往來させ、送使に更に送使を附するといふやうな鄭重振りを示して外交的に唐の壓力緩和を計ると共に、一方においては唐・新羅軍の日本遠征といふ最惡の事態に備へて防備を固めつつあつたのである。

しかるに唐は一方においては日本を牽制しながらも、一方においては高句麗征伐の準備を進め、總章元年（天智天皇七年・六六八）には遂に高句麗を滅ぼして半島制壓の目的を達成した。そしてその翌年郭務悰をして二千餘人を率ゐて來朝せしめ、その翌々年にもまた郭務悰等が二千餘人を率ゐ、四十七隻の船に乗つて來朝するであらうといふ情報が太宰府に達したのは、唐が一方には高句麗征服の威力を誇示して日本に威壓を加へると共に、一方においてはこれを存撫しようとする傳統的外交を用ひたものにほかならない。

これに對し、日本は高句麗滅亡の翌年（六六九）には大和の高安城を修理し、畿内の田税を收め、その翌年も引續き同城の修築を行つて、穀と鹽とをこれに蓄へ、また長門に城を一つ、筑紫に二つ工築し、六七〇年には栗隈王を筑紫の帥に任命する等、益々國防に努め、特に唐軍の國內進攻に備へて畿内の防備にまでも力を注いでゐるのであるが、一方においてはまた高句麗滅亡の翌年（六六九）には小錦中河内直鯨等を唐に派遣してゐる。河内直鯨の使命については日本書紀に何等の記載もないが、新唐書の日本傳には、日本が六七〇年（咸亨元年）使を唐に遣して高麗の平定を賀したことが記されてゐる。この河内直鯨の入唐と、新唐書の平高麗慶賀使との間には年からいふと一年の違いがある。しかし河内直鯨の入唐は書紀には八年是歲とあつて入唐の月日が明かでない。當時の入唐は半島を經由したから相當の日數を要してゐる。そしてこの頃日本の使節の入唐の例を見ると十一月か十二月に入唐してゐる場合が多い。河内直鯨の場合も恐らく十一月二



月の頃ではなからうか。若しそうとすれば、長安の都に至つて唐帝に謁し使命を果すのは翌年のこととなる。以上の推測が誤りないものとすれば、日本書紀と新唐書との記事の一年の違ひは不自然ではなく當然のこととなる。従つて河内直隸は、新唐書に所謂平高麗慶賀使節とは同一人であつたらうことが推測されるのである。兎も角も日本は高句麗滅亡後も一方には益々國防を固めると同時に一方では唐との國交調整に努力し、しかもその効果を擧げ得たらしく、天智天皇十年（六七二）唐の百濟鎮將劉仁願が李真等を日本に遣して表を進めてをり、<sup>註20</sup>天武天皇元年（六七三）三月、前年來朝筑紫にあつた唐使郭務悰に天智天皇の喪を告げたところ、郭務悰等は皆喪服をつけ、東方を拜して三度哀を擧げ弔意を表し、また入京して表と信物を進めたので、政府は郭務悰に純千六百七十三匹・布二千八百五十二端・絲六百六十六斤を賜はる等の親交振りを示してゐるのである。<sup>註21</sup>

以上の如く、日本が白村江に敗れてより、極力唐との和親に努め、朝鮮半島に對する政治的進出の望みを捨てて、大化改新の完遂に政治の重點を移動させていつたことは、從來の國際關係の上に大きな轉換を齎すに至つた。

註 1 日本書紀天智天皇紀三年是歲

2 拙著「日宋貿易の研究」

3 舊唐書列傳東夷、倭國・日本

新唐書東夷列傳、日本

4 日本書紀天智天皇紀三年五月甲子條

5 同書天智天皇紀三年是歲

6 同書天智天皇紀四年九月壬辰・十一月辛巳・十二月辛亥條

7 同書天智天皇紀四年是歲條

8 同書天智天皇紀四年八月條

9 同書天智天皇紀六年十一月乙丑條

10 同書天智天皇紀六年十一月己巳條

- 11 同書天智天皇紀六年十一月是月條
- 12 舊唐書列傳東夷・高麗  
新唐書東夷列傳・高麗
- 三國史紀高句麗・新羅本紀
- 13 日本書紀天智天皇紀七年十月條
- 同書天智天皇紀八年是歲條
- 14 同書天智天皇紀十年十一月癸卯條
- 同書天智天皇紀八年是冬條
- 15 同書天智天皇紀九年二月條
- 同書天智天皇紀九年二月條
- 16 同書天智天皇紀十年六月是月條
- 同書天智天皇紀八年是歲條
- 17 同書天智天皇紀十年十一月癸卯條
- 18 同書天智天皇紀十年十一月癸卯條
- 19 同書天智天皇紀十年十一月癸卯條
- 20 同書天智天皇紀十年十一月癸卯條
- 21 天武天皇紀元年五月辛卯條

3

既に隋亡び唐が興つた際、政府は留學生達の意見に基き、引續き唐との國交を開き遣唐使を派遣し、學生・僧侶を留學させて來たのであるが、今や全く半島への政治的進出の望みを絶ち、國內革新の完成へと邁進するやうになつた結果、大陸文化の攝取といふことが從來よりも一層重要な問題として取上げられるやうになつて來た。かくして從來大陸への使節派遣といへば兎角外交的・政治的意圖を多分にもつてゐたのであるが、ここに至つて全く政治的要素を失ひ、それは唯學問・技術・工藝の攝取を主とし、貿易を従とする文化的使節へと變質していつた。遣唐使一行の中に留學生・留學僧・醫師・畫師・雅樂笛笙師、<sup>注1</sup>陰陽師・音聲生・玉生・鍛生・鑄生・細工生等が含まれてゐたのは、<sup>注2</sup>この目的に添はんがため

あつたのであり、また延暦二十三年（八〇四）遣唐使藤原葛野麻呂が入唐した際、唐朝に對して橋逸勢・僧空海の留學のことを依頼し、大同元年（八〇六）遣唐使判官高階真人遠成が留學生の歸朝許可を唐朝に交渉してゐるのは、遣唐使にとつて留學生の問題が如何に大きな問題であつたかを物語るものである。<sup>註等。</sup>

このやうに遣唐使の重要性が増すと共に、新羅との關係もまた白村江の敗戦にこだはることなく好轉し、天智天皇七年以後屢々來貢するやうになつた。

次に日本書紀・三國史記等によつてこれを表示すれば、

日本年月	新羅年	西紀	使節名	雜	載
天智天皇七・九	文武	六六八	金東殿	貢調	回賜、御調船一隻・絹五〇疋・綿五〇〇斤・草一〇〇枚
同 八・九	同	同	督儒	貢調	
同 一〇・一〇	同	六七一	金萬物	貢調	
天武天皇元・二	同	六七三	金押實	回賜	絹五〇疋・綿五〇疋・綿一〇〇〇斤・草一〇〇枚
同 二・閏六	同	六七四	金承元・金祇山	回賜	船一隻
同	同	同	金薩儒・金池山	即位慶賀	
同 八	同	同	金利益	先帝の喪を弔す	
同 四・二	同	六七六	王子忠元・大監金比蘇 ・金天冲等	貢調	高句麗使節を日本に送る
同 三	同	同	林勤脩・金美賀	貢調	
同 五・一一	同	六七七	金清平	請政	
同	同	同	金好儒・金欽吉等	貢調	



日本年月	新羅年	西紀	使節名	雜載
和銅 元・四	聖德王 七	七〇八	金信福	貢調 回賜、國王に絹二〇疋・美濃絁三〇疋・絲二〇〇絢・綿一五〇屯
同 七・一	同 一三	七一四	金元靜等	朝貢
養老 三・五	同 一八	七一九	金長言等	貢調
同 五・一	同 二〇	七二一	金乾安・金福	貢調
同 七・八	同 二二	七二三	金奧宿・昔楊節等	貢調
神龜 三・五	同 二五	七二六	金造近	貢調
天平 四・五	同 三一	七三二	金長孫等	貢調、種々の財物、鸚鵡・鶻鶻・蜀狗・獵狗・驢・騾來朝の年紀を每三年一度とす
同 六・一	同 三三	七三四	金相貞等	貢調、國號を改め王城國と稱す、これを追却す
同 一〇・正	孝成王 二	七三八	金相純等	大宰府に於て饗し、放還す
天平勝寶四・閏三	同 一一	七四三	金序貞	貢調、調を改め土毛と稱す、即ち放却す
天平寶字四・九	同 一九	七五二	王子韓阿食金泰廉・貢調大使金暄	貢調
同 七・二	同 二二	七六〇	級浪金貞卷	貢調、使人の身分卑きに上り廻却す
寶龜 元・三	惠恭王 六	七六三	級浪金體信等	貢調、自今以後王子乃至執政大夫を使人とすべしと警告す
同 一〇・一〇	同 一五	七七〇	金初正	在唐大使藤原河清・留學生朝衡の書狀を持參し、土毛を貢す、特に國王に絶二五疋・絲一〇〇絢、綿二五〇屯を回賜とす
同 一・正	宣德王 元	七七一	金蘭 <small>孫</small>	大宰府に來着
延暦 二二・七	哀壯王 四	七九二	同	拜朝、新羅に彷徨せる遣唐判官海上三狩等を探し求め伴ひ入朝す
		八〇三		日本國と交聘、好を結ぶ

以上の表によつて明かなやうに、新羅の使は天智天皇七年（六六八）以來毎年乃至隔年毎に來朝し、特に天武天皇時代（六七三——六八六）は最も頻繁で殆ど毎年來朝し、頻繁な時には年に二三回の來朝も見られたのである。このやうに新羅が從來の行きがかりを忘れてしまつたかのやうな顔をして毎年國信を携へて來朝したといふのは、一つには戦後もなほ半島に兵力を駐して壓力を加へてゐる唐に對する政策的な駆引もあつたであらうが、その主たる目的は古代貿易の型である國際貿易の利潤に着眼してゐたからである。即ち彼はその國の特産物の金銀・人參・豹虎の皮等、自然的原料品を日本や唐に貢獻し、その代償、所謂回賜として、日本からは多額な絹・緇・綿・絲等を獲得し、唐からは金銀製品・絹織物・書籍・藥品及び南方の産物である香料・鸚鵡等の珍貨を獲得したのであり、更にまた唐より得た鸚鵡・孔雀等を日本へ賣してこれに貢獻するといつたやうに、國際間の一種の中繼的な貿易をも行つてゐた。殊に日本との場合を見るに單に兩國政府間の贈答形式による公的貿易のみならず、貴族等との間にも私的貿易が行はれたことは、當時同じく朝貢してゐた高句麗の使節が龜皮一枚を市に持つて來て價綿六十斤で賣らうとしたといふ一例からも類推され、また私的貿易がかなり大規模に行はれたことは、神護景雲二年（七六八）新羅使節の齎らした物貨を貴族達に購入させるために、左右大臣に大宰府の綿各二萬屯、大納言諱・弓削御淨朝臣清人に各一萬屯、從二位文室真人淨三に六千屯、中務卿從三位文室真人大市・式部卿從三位石上朝臣宅嗣に各四千屯、從四位下伊福部女王に二千屯を政府より支給してゐる例によつても窺はれる。即ち左大臣以下に賜はつた大宰府綿の總量は七萬五千屯に達してゐる。これを當時大宰府より中央に送進される綿が二十萬屯であつたことと考へ合せて見れば、新羅との貿易に要した綿が相當な量に上つたことが知られる。しかも大宰府の綿は當時良質の綿として高く評價されてゐたのであるから、新羅使節の日本入朝は莫大な利益を擧げて歸國したことであらう。

この新羅使節の來朝に對する日本側の態度は如何であつたかといふと、一般に國家的觀念の上からいつても、外國使節の來朝を歓迎するのは各國共通の心理である。のみならず、外國使節の入朝は皇帝の徳を慕つて來たものであるからこれ

を存撫すべきであるとする中國の儒教的外交思想はまた我國にも輸入されたことは、日本書紀に「異俗多歸、國內安寧<sup>註</sup>」とか「異俗重譯來、海外既歸化、宜當此時更校人民、令知長幼之次第及課役之先後焉<sup>註</sup>」等と記されてゐることによつても窺はれる。故に中國の場合と同様に入朝の外國使節に對しては所謂「朝恩を示さんがために」これを優遇し、回賜として多量の物貨特に織物・綿・絲を與へてゐるのである。しかも新羅は百濟・高句麗と共に古くから來朝し、日本側ではこれを附庸國と見做してゐたのであるが、その後新羅が次第に勢力を得、唐の勢力と結んで百濟・高句麗を滅ぼし、日本と對立するやうになつて來たのであるから、その新羅が本心は兎も角も、表面だけでも進貢と稱して來朝することは、日本にとつては喜ぶべきことであつたに相違ない。されば天平十五年（七四三）以後九年程その使の來朝が絶え、天平勝寶四年（七五二）久し振りに新羅王子泰廉が使節となつて入朝した時には、詔して「新羅國は遠朝より始めて世々絶えず國家に供奉す。今復た王子泰廉を遣して入朝し、兼ねて御調を貢せしむ。王の勤誠朕嘉することあり。今より長遠に撫存を加ふべし」と狂喜し、早速これを大内（天武・持統）・山科（天智）・惠我（應神・允恭）・直山（元明・元正）等の山陵に報告してゐるのである。そしてまた新羅の調は伊勢神宮及び七道諸社に捧げられるのであつた。殊に白村江の戰に慘敗して以後、日本は唐・新羅連合軍の襲來を非常に憂慮してゐたのであるから、その際連年新羅使節の來朝を見たことは、人々に與へる精神的効果が大きかつたであらう。

以上は大體精神的・心理的方面から見た場合であるが、更にその上に新羅との關係において最も重要な問題は遣唐使との關連である。既に述べたやうに、白村江の慘敗によつて惹起された我が對外方針の轉換以來、最も重大な外交部門の仕事となつて來た遣唐使の入唐航路が新羅の沿岸を通つてゐる關係上、如何しても新羅にその保護を依頼しなければならぬ必要があつた。單に遣唐使の船が新羅の沿岸を航行するばかりではなく、或は持統天皇四年（六九〇）入唐留學僧智宗・義德・淨願等が唐より新羅に至り、新羅より同國送使大奈未金高訓等に送られて無事歸朝した場合、或は承和六年（八三

九) 遣唐大使藤原常嗣等が日本で建造された遣唐使船の脆弱なのを嫌つて中國の楚州より新羅船九隻を備つて歸朝した例、或はまた承和十年(八四三)入唐僧圓載の弟子仁好・順昌等が本國に衣糧を乞ふために新羅人張公請の船を備つて長門に歸着した事實において見られるやうに、遣唐使や留學生の大陸への往來には新羅政府乃至はその民間の力を借りる場合が多かつたのである。故に遣唐使を派遣する場合には如何しても新羅と和親關係を結び、その保護を依頼する必要がある。和銅二年(七〇九)新羅使節金信福が入朝した時、右大臣藤原不比等が金信福を太政官の辨官の廳内に引見し、「新羅國使入朝の際、執政大臣が親しく談話を交したことは今まで一度もなかつた。今度新例を開いて面晤することにしたのは、兩國が益々和親關係を固め、親しく往來したいと思ふからにほかならない」といつてゐるによつても明かなやうに、日本側も白村江の怨みを捨てて、再び和親關係を結び、それによつて遣唐使の安全と便宜とを得ようとしたからにほかならない。故にこの目的の下に、日本側からも度々新羅へ使節を派遣した。次にそれを日本書紀・三國史記等の記載によつて表示すれば、

日本年月	新羅年	西紀	使節名	雜載
天武天皇四・七	文武王 一六	六七六	大使大伴連國鷹副使三宅吉土入石	
同 五・一〇	同 一七	六七七	大使物部連麻呂・小使山背直百足	
同 一〇・七	神文王 二	六八二	大使采女臣竹羅・小使當摩公楯	
同 一三・三	同 五	六八五	大使高向朝臣鷹小・使都努朝臣牛甘	
同 一四・五	同 六	六八六	同	
持統天皇三・正	同 九	六八九	田中臣法麻呂	高向麻呂・都努牛飼僧觀常・雲觀等を伴ひ歸朝す
同 九・七	孝昭王 四	六九五	小野朝臣毛野伊吉連博德	歸朝



日本年月	新羅年	西紀	使節名	雜載
文武天皇四・五	同	七〇〇	大使佐伯宿禰麻呂・小使佐味朝臣賀佐麻呂	歸朝、孔雀及び珍物を獻納す
大寶元・九	同	七〇三	大使波多朝臣廣足	新羅王への贈品、錦二匹・純四〇匹
慶雲元・八	聖德王三	七〇四	大使幡文通	
同 三・一一	同	七〇六	大使美努連淨麻呂・副使對馬連堅石	
和銅五・九	同	七一二	大使道君首名	
養老二・三	同	七一八	大使少納言小野馬養	
同 三・閏七	同	七一九	大外記白猪史廣成	
神龜元・八	同	七二四	大使土師宿禰豐麻呂	
天平四・八	同	七三二	角家主	歸朝
同 八・二	同	七三六	大使阿倍朝臣繼麻呂	遣新羅使、新羅の無禮を奏す、五位以上、六位以下四十人、及諸司の意見を徵す、征新羅論を唱ふる者あり
同 九・二	孝成王元	七三七	不詳	歸朝
同 三	同	同	副使大伴宿禰三中等四人	使を伊勢神宮・大神社・筑紫住吉・八幡二社・香椎宮に遣し、新羅の無禮を告ぐ
同 四	同	同	不詳	歸朝
同 一二・八	同	七四〇	紀必登	新羅、日本國使を却く
同 一四・一〇	景德王元	七四二	不詳	新羅王、日本國使の無禮を咎めて引見せず、廻却す
天平勝寶五・八	同	七五三	同	遣唐使判官海上三狩等を迎へるために使す。
寶龜一〇・二	惠文王一五	七七九	大宰少監下道朝臣長人	

延曆一八・四	昭聖王	元	七九九	大伴宿禰麻呂	中 止
同 二二・七	哀壯王	四	八〇三	不詳	兩國交聘・結好
同 二三・五	同	五	八〇四	同	日本國使黃金三〇〇兩を新羅に進む
同 九	同	七	同	大伴岑麻呂	赴任の實否不詳
大同元・三	同	七	八〇六	不詳	新羅王、日本國使を元殿に引見す
同 三・二	同	九	八〇八	同	日本國使を厚遇す
貞觀六・二	景文王	四	八六四	同	日本國使新羅に着す
元慶六・四	憲康王	八	八八二	同	日本國使黃金三〇〇兩、明珠一箇を新羅に進む

以上表によつて見るに遣新羅使の派遣乃至任命は前後三十回程にも及んでゐる。しかも天武天皇時代（六七三—六八六）の十三年間には五回も派遣され、二年半に一回の割合といふ頻繁なのは、白村江の惨敗以來の兩國間の緊張した關係を緩和調整する意味を有つたものであらう。そして兩國關係の和親如何は取りも直さず遣唐使派遣の上に密接な影響をもつて來る。後に述べるやうに、新羅との關係が悪化し、相互に相手方の使節を拒否するやうになつてからも、寶龜十年（七七九）二月、遣唐使判官海上三狩が歸朝しようとして新羅まで來たが、そこで歸朝出來ず留つてゐることを知つた日本政府は、これを迎ひ取るために、大宰府少監下道長人を新羅へ派遣し、同年七月新羅政府が三狩を捜し求め、薩淦金蘭を遣使として日本に送り届けて來た際は、日本政府は遣使の身分の低いことを不問に附し、その功績を嘉して特にその入京・入朝をゆるしてゐる一例によつて見ても如何に遣唐使といふことが重要視されてつたかが窺はれるであらう。

しかるに天智天皇七年（六六八）高句麗が亡んで後、唐の保護下に屬し、雞林州大都督府の稱號を附與されてゐた新羅は、次第に唐の勢力を半島より排除し、天武天皇四年（六七六）には唐は半島よりその鎮將を引揚げてしまつたので、

半島の統一といふ新羅の宿望が達成された。<sup>註17</sup>その結果、從來日本との衝突を避け、且つまた貿易の利潤を収めるためには、國家の體面の少々位ゐるの損傷はやむを得ないとして、日本の下風に甘んじて來た因襲的な屬國的態度をかなぐり捨て、日本に對し次第に對等的な態度を示すやうになつて來た。そして或は國號を王城國と改めて來朝して入朝を拒否されたり、<sup>註18</sup>或はその齎した國書の中に從來調といふ語を用ひた箇所を土毛と記したために、先例に違ひ常禮を失するといふ理由の下に譴責された上、入京を拒絶されたり、<sup>註19</sup>或はまた天平四年（七二七）來朝の際には自ら三年毎に一貢の制を規定するやう日本側へ申請して置きながら、自らその規定を破り、朝貢を怠るやうになつたり、<sup>註20</sup>更にまた日本側では使節の身分を王子或は執政大夫と規定し要求してゐるのにも拘らず、次第に低い地位の者を使として來朝させるやうになつて來て日本側の感情を刺激したりした。一方また日本も新羅を屬國視する傳統的な觀念に把はれて、新羅が半島から唐の勢力を驅逐して統一國家にまで成長した現實を直視しようとはせず、依然これを屬國視し、王子乃至執政大夫の派遣を新羅に要求しながらも、日本側の遣新羅使には從五位程度の下級官吏を派遣し、しかもその接待掛となつた新羅側の官吏が下級官吏であつたといふので憤然として使命を果さず歸朝するものが出るといふ有様で、<sup>註21</sup>この感情の對立摩擦が次第に尖鋭化した結果、天平寶字三年（七五九）頃より同六年頃に至る間には、新羅征討計畫さへ企てられ、<sup>註22</sup>しかもそれが具體化されて、或は北陸・山陰・山陽・南海道に五百艘の兵船建造を課し、<sup>註23</sup>或は美濃・武藏兩國の少年二十人づつを選んで新羅語の練習を行はせ、<sup>註24</sup>或は遠征に備へて訓練が行はれる等、<sup>註25</sup>兩國の關係は極度に緊張し、惡化するやうになつて來、新羅側も日本の使節の暴慢無禮を嫌つてこれを拒否するといふ態度に出た。<sup>註26</sup>このやうな險惡な事態となつては、最早遣唐使の保護を依頼することなどは全く不可能な有様となつて來た。遣唐使船の技術が未だ進歩してゐなかつた文武天皇の時代より、既に半島西海岸を沿岸航海する、比較的安全な所謂北路を捨てて、海上の危険率の最も高い南路を開くやうになつて來たのは全くこうした日羅關係の惡化によるものである。

1 續日本後紀承和三年四月丁酉條

2 延喜式三〇、大藏「諸使給法、入諸蕃使」

3 舊唐書列傳東夷、倭國・日本

新唐書東夷列傳、日本

4 日本書紀齊明天皇五年七月庚寅條

5 續日本紀神護景雲二年十月甲子條

6 同書神護景雲三年三月乙未條

7 日本書紀崇神天皇紀十一年是歲條

8 同書同十二年三月丁亥條

9 續日本紀天平勝寶四年六月己丑條

10 同書同年閏三月乙亥條

11 同書慶雲三年閏正月戊午條

12 日本書紀持統天皇紀四年九月丁酉條

13 續日本後紀承和六年八月己巳・十月丁巳條

14 續日本後紀承和十年十二月癸亥條

15 入唐求法巡禮行記會昌三年十二月・同四年二月條

16 續日本紀和銅二年五月壬午條

17 同書寶龜十年二月甲申・同七月丁丑・同十一年正月辛亥條

舊唐書列傳東夷、新羅

新唐書東夷列傳新羅

唐會要九五、新羅

18 續日本紀天平七年正月癸丑條

19 同書同十五年四月甲午條

20 同書同四年五月壬子條

遣唐使と新羅・渤海との關係

21 同書同九年二月己未條

22 同書

23 同書天平寶字三年八月壬午條

24 同書天平寶字五年正月乙未條

25 同書天平寶字五年十一月丁酉條

26 三國史記九、新羅本紀九、景德王十二年八月條

## 4

しかるに丁度この頃また渤海の使節が我が國に來朝するやうになつて來た。渤海は八世紀のはじめ、高句麗の故地に國を建て、二代の武藝王は海を渡つて山東の登州を侵したので、唐の玄宗は兵を出して渤海の本國の南部を衝いたが大雪と山路の險惡のために失敗に歸した。<sup>註1</sup>當時唐と新羅との關係は、新羅が文武王の時百濟と高句麗の故地を占領し、唐軍を撃破撤退させてより一時不和の状態にあつたが、文武王死し、神文王が即位した際（六八一）、唐高宗が使を遣してこれを新羅王に冊立し、先王の時取上げた官爵を再び襲續させた頃より兩國の關係は舊に復し、<sup>註2</sup>その後新羅の使節は殆ど毎年のおく唐に派遣されて朝貢を續け、或は新羅王の諡號が偶然唐皇帝の諡號と一致してゐるといふので、唐より諡號の改變を命ぜられて唯々としてこれに従ふ等、<sup>註3</sup>唐に敬順の態度を示したので、唐・新羅の關係は復舊した。殊に渤海が興つて山東を侵略し、これに報復しようとする唐の征討軍は慘敗に終つたので、新羅をして渤海の側面を牽制させようといふ政策をと<sup>註4</sup>り、新羅に對する存撫政策に力をつくし、これを藩屬國として待遇した。

これに對し渤海も亦新羅を牽制しようとする政治的目的のためもあつたであらう、神龜四年（武藝王仁安六年・七二七）九月はじめてその使節高齊德等を日本に派遣して入朝せしめた。しかしその後また渤海と唐との間が緩和し、渤海は使を唐に派遣し、朝貢に名をかりて實は國際貿易の利潤を收めるやうになつた。<sup>註5</sup>殊に大曆二年（七六七）より同十年に至

る間は最も頻繁で、時には年に二三回も唐朝に朝貢する有様であつた。<sup>註6</sup>

従つて日本に對しては最早その政治的<sup>註7</sup>目的は解消したわけであるが、尙ほ引續き入朝を續け、延喜二十二年（九二二）に至る百九十五年間に三十三回の來朝が見られたのである。このやうに政治的利害關係が消滅しても尙ほ且つ依然として來朝を續けたといふのは、結局日本に對し朝貢と稱して來朝し、その代償として日本の産物を獲得しようとする古代的國際貿易の利潤を收めようとしたものにほかならない。即ち日本政府に對しては豹・虎・熊・貂等の毛皮類や、人參・蜜等を獻納し、それに對する日本の回賜として絹・美濃絨・綿絲等を獲得したのであつた。一例を挙げれば、神龜五年（七二八）正月入朝した渤海國使高齊德等が貂皮三百張を獻納したのに對し、我が政府より高齊德等へは綵帛綾錦を賜はり、渤海國王への信物としては綵帛一〇疋・綾一〇疋・純二〇疋・絲一〇〇絢・綿二〇〇屯が贈られた。<sup>註8</sup>つまり纖維手工業品と狩獵品との交換であり、必需品と贅澤品の取引であつたのである。しかもまた渤海は日本と唐との間にあつて國際的な中繼貿易も行つた。つまり日本からの回賜として獲得したものを唐朝への貢獻物のうちに加へる場合もあつたのである。一例を挙げれば、唐の大曆十二年（寶龜八年・七七七）渤海の使が日本の舞女十一人と方物を唐の代宗に獻進してゐる。<sup>註9</sup>これは寶龜七年十二月越前國に來着、翌八年（大曆十二年）二月入朝、同五月歸國した渤海國使史都蒙等が恐らく日本政府より賜はつて連れ歸つた舞姫を直様同年内に唐朝に獻じたものであらう。<sup>註10</sup>美女を唐朝へ獻じた例は新羅の場合等にも見られるが、相手國より貰つた舞姫を第三國に獻ずるといふ例は稀であつて、これによつて見ても渤海來貢の本質が如何なるものかといふことが容易に理解することが出来る。

以上の如く渤海國使來朝の目的は實は國際貿易の利潤にあつたのである。しかもそれは手工業品と狩獵乃至野生品との、また必需品と奢侈品との交換であり、日本にとつては必ずしも有利な貿易といへなかつたことは彼我の貢獻品と回賜との質と量との比較において明瞭である。従つて既に當時の有識者の間にもこの不利益を問題とするものがあつた。例へば天

長三年（八三六）三月、右大臣藤原緒嗣が、渤海國使の來朝に關して意見を述べた中に、

傳聞、禮記云、夫禮者所以定親疎、決嫌疑、別同異、明是非也、禮不辭費、禮不踰節、而渤海客徒既違詔旨、濫以入朝、偏容拙信、恐損舊典、實是商旅、不足隣客、以彼商旅爲客損國、未見治體下略

といつてゐる。註これは延暦十四年（七九五）十一月に來朝した渤海國使呂定琳等を、その本國へ送還した我が送使御長廣岳等が、翌年歸朝の際齎した渤海國王の國書の中に、渡海困難につき、朝聘の年紀と使節の人數を規定して貰ひたいと申請して來た。我が政府はその要請を容れ、聘期を毎六年一貢とし、人數に制限を加へないことに定めてこれを渤海に通告した。ところがこの申請は、渤海が唐に入貢した場合に加へられた制限規定を逆用し、我が歡心を求めようとした一片の外交辭令に過ぎなかつたので、毎六年一貢制を通告すると、その不便に困却した渤海は延暦十七年（七九八）早速大昌泰等を來朝させ、年紀が長きに過ぎることを訴へ、年紀の撤廢を申請し、その申請が容れられた。しかし、日本政府としては渤海國使の頻繁な來朝は、その接待費・回賜に莫大な費用を要し、國家財政に大きな負擔となるので、天長元年（八二四）六月、再び渤海國使の來朝に對する制限規定を復活した。註如上の緒嗣の上表もこの渤海國使の頻繁な來朝を非難したもので、渤海客徒は朝貢と稱して來朝するが、その本質は外國商人に外かならないと喝破してゐる點、まことに鋭い批判といはなければならぬ。

そんならば何故商人にも等しい渤海使節を國賓として優遇したのであらうか。それはいふまでもなく、遠夷を存撫するといふ儒教的外交思想の基調の上に立つたからであり、特に渤海國使の場合は、それが高句麗の故地に國を建て、嘗ての高麗の先例を復活して入朝したといふので、その來朝を喜ぶ風があり、續日本紀にも渤海國使を「高麗の使」と記し、渤海王を指して「高麗王」と呼んで懐かしんでゐるのである。その上更により重大な理由は遣唐使との關係である。既に述べたやうに、新羅との關係が悪化したので、遣唐使は北路を捨てて南路をとつては見たものの、未だ造船術や航海術の幼

種だつた遣唐使船にとつては、海洋を横斷する南路は海上の危険率が高く、殆ど毎回遭難して多くの犠牲者が續出するので、渤海國使の來朝を機會に新たに渤海路による使節の入唐・歸朝及び在唐留學生達との連絡・海外情報の手等が計畫されたのである。渤海路といふのは大體現今の豆滿江口或は鏡城邊から出帆して日本海を横斷し、北陸道に上陸する海路である。そして日本海にはオホツク海から起り間宮海峽を経て日本海に入り、沿海州に沿つて南西に下り、朝鮮の東海岸を南下し、對馬海峽において、北東流してゐる暖流の對馬海流に壓されて北折し、裏日本の沿岸に沿つて北東流し、オホツク海へ戻つて行く寒流のリマン海流が流れてゐる關係上、渤海國使の船は朝鮮の東海岸から北東に折れて若狹・越前・能登に着岸するのが自然であり、時には越後・出羽等に漂着することもあつた。<sup>註14</sup>我が政府の規定した外國船の専用港は大宰府であつた關係上、渤海國使に對しても筑紫道を経由來朝すべしと通告したが、如上の航路が順路であるため、仲々實行されなかつた。<sup>註15</sup>兎も角も南路の困難に不便と恐怖とを感じた政府は勢い渤海使節の利用を考へるやうになつたのは當然である。といふのは當時渤海と唐との關係は平穩に復し、唐文化の輸入と國際貿易とを目的とする渤海は頻繁に使を唐に派遣し、朝貢してをつたのであり、唐・渤海間の交通は日唐間の交通よりも比較的容易であつたからである。たとへば天平五年（七三三）遣唐大使多治比廣成に隨行して入唐した遣唐使判官平群廣成は、翌六年遣唐使船に乗り蘇州を出帆して歸朝の途に就いたが、忽ち惡風のために崑崙國に漂着し、土民や兵匪の迫害を受け、百十五人中僅かに廣成等四人のみ死を免れて崑崙王の保護を受け、機會を得て遂に脱出して唐に戻り、我が留學生阿倍仲滿呂の斡旋によつて唐朝より渤海路をとつて歸國することの許可を得、山東半島の登州より渤海に赴いたところ、丁度渤海國使が日本へ向はうとしてゐる時であつたので、渤海國使の船に便乗し、天平十一年（七三九）無事歸朝することが出来た。<sup>註16</sup>また天平寶字三年（七五九）二月、當時入唐中の遣唐大使藤原河清を迎へるために唐へ遣す迎使高元度を、來朝中の渤海使節揚承慶の歸國に託して同伴渡海させてゐる。<sup>註17</sup>この迎使一行九十九人は渤海へ無事に渡つたが、當時唐においては安祿山等の叛亂のため治安紊れて



危険であつたので、渤海政府は、高元度等十一人のみを使命遂行のため唐へ遣し、判官内藏忌寸全成等には送使高南申を附して、同年十月日本に送還した。<sup>註15</sup>更にまた天平寶字八年（七六四）新羅の使節金才伯等が來朝していふには、唐朝の勅使韓朝彩が渤海より新羅に到着し、前きに日本の留學僧戒融を渤海へ送つて日本へ歸國させたが、その後一向安着の報がないので、新羅政府より使を日本に派遣して戒融の消息を調査して欲しいといふので來朝したと述べてゐる。<sup>註16</sup>以上の實例によつて明かな如く、遣唐使・留學生の唐への往來には、渤海國使の往復に便乗するものが相當あつたことが窺はれる。その上また日本政府と在唐留學生との連絡にも、渤海使節が利用された。たとへば延曆十五年（七九六）來朝した渤海國使呂定琳の歸國の際、政府は沙金小三百兩を呂定琳に託して在唐留學僧永忠の許へ届けさせてゐる。<sup>註20</sup>また天長二年（八二五）渤海國使高承祖が來朝の際、在唐僧靈仙がその書狀をこれに託して日本政府に進め、政府はまた沙金百兩を高承祖の歸國の際に託して靈仙の許へ届けさせた。渤海ではこの沙金を朝唐賀正使に託し五臺山にある靈仙の許へ届けさせたが、既にその時は靈仙が遷化した後であつたといふことを後年日本政府に報告して來た。<sup>註21</sup>

最後に我が政府は渤海國との修交により渤海を通じて海外の事情を知る機會を得た。一例を擧げれば、天平寶字二年（七五八）十二月、遣渤海使小野田守等が渤海より歸朝して唐の國情を報告してゐるが、その情報によれば、唐の天寶十四年（天平勝寶七年・七五五）十一月九日御史大夫兼范陽節度使安祿山が叛亂を起し、自ら大燕聖武皇帝と稱し、その子安卿緒を知范陽郡事とし、二十餘萬の兵を引ゐて洛陽に入り、百官を署置した。玄宗皇帝は難を劍南に避け、皇太子が即位した。平盧留後事徐歸道は使を渤海に遣し、安祿山討伐のための救援軍四萬騎の派遣を求めて來た。渤海ではこれを疑つてその使を抑留して歸さなかつたところ、果して徐歸道もまた安祿山に通じて叛旗を翻した。その後安東都護王玄志が徐歸道を討滅し、自ら權知平盧節度使と稱し、北平に鎮し、至德三年（天平寶字二年・七五八）四月使を渤海に遣し、皇帝のために安祿山討伐を計畫中であるからといふので救援を求めて來たが、渤海國王はその言葉を直ちに信ずるわけには行

かないので、玄志の使を抑留し、目下唐朝の真相を探查中であるといふのであり、その參考資料として唐王玄志より渤海國王に送つて來た勅書と稱するものに添狀を附して日本政府に進めて來た。そこで政府はこの情報に基いて、安祿山は恐らく西を征することが出來ないから、或は轉じて海東を掠略するかも知れないといふ判断を下し、萬一その使が來朝したならば、適當に饗應してその銳鋒を避くべきであるとの方針をたて、大宰府に對して饗應の準備を怠らぬやうにといふことを訓令してゐるのである。註22

以上のやうに、渤海との修交、兩國使節の往來といふことを通じて、唐との交通・連絡・海外情報入手の便宜を求めたといふのは、新羅との關係悪化したため、北路を捨てて南路をとつてより以來、海上の遭難相續ぎ、唐への往來が容易でなくなつたことと、遣唐使の派遣には莫大な費用を要し、國家財政への負擔が大きいため、國家財政が困難となるにつれてその負擔に堪へられなくなつて來たことである。即ちその現れとしては遣唐使の派遣が前期の舒明天皇より齊明天皇に至る約三十年間には四回行はれ、平均七年半に一回の割合となり、天智天皇一代は約十一年間に三回で、平均約四年に一回の割合、また中期の文武天皇から孝謙天皇に至る約五十年間に四回派遣されたから、平均十二年半に一回の割合、後期の光仁天皇から仁明天皇に至る約六十年間に三回の派遣があつたから、平均二十年に一回の割合となる。このうち天智天皇一代は白村江の慘敗後、唐との國交を調整好轉させることに力を注いだのであるから、その頻繁な使節の派遣は當然のこととして、これを例外とすれば、遣唐使の派遣は大體前期より中期へ、中期より後期へと時代が下れば下る程その派遣が間遠になつて行くのである。これは取りも直さず、その派遣費が國庫に大きな負擔となつたからである。こうして遣唐使の派遣は技術的見地からも財政的な立場からも容易でなく、その派遣が次第に杜絶え勝ちになつたとすれば、その間にあつて頻繁に來朝する渤海國使に使乘し、これを利用するやうになつて來るのは當然の歸結であり、そこに國庫の負擔を忍んで彼等を優遇した一因が存在するのである。要するに白村江の敗戦、對外政策の轉換以來、遣唐使の派遣といふこ

とが外交部門における最も大きな仕事となつて來たので、新羅・渤海との外交政策の場合にも、それによる遣唐使制度の維持乃至補助といふことが考慮のうちに置かれてゐるのである。

註 1 文苑英華四七一、蕃書四渤海書、「勅渤海大王武藝書四道」

唐會要九六、渤海

三國史記八、新羅本紀八聖德王三十二年七月條

三國史記八、新羅本紀八神文王

同書八、新羅本紀八神文王十二年春條

文苑英華四七一、蕃書四、新羅書「勅新羅王金興光書三道」

舊唐書列傳、渤海靺鞨

新唐書北狄列傳、渤海

舊唐書列傳、渤海靺鞨

拙著「日宋貿易の研究」

續日本紀神龜五年正月甲寅・四月壬午條

舊唐書列傳、渤海靺鞨

續日本紀寶龜七年十二月乙巳・同八年二月壬寅・五月癸酉條

三國史記八、新羅本紀八神文王二十二年三月條

類聚國史一九四、殊俗「渤海」下、天長三年三月戊辰朔條

拙著「日宋貿易の研究」

西村眞次博士著「日本古代經濟」交換篇第五冊、貿易

續日本紀寶龜四年六月戊辰條

同書天平十一年十一月辛卯條

同書天平寶字三年正月丁酉・二月戊戌・癸丑條

同書同年十月辛亥條

同書同八年七月甲寅條

日本紀略延曆十五年五月丁未條

類聚國史一九四、殊俗「渤海」下、天長三年三月戊辰朔條

續日本後紀承和九年三月辛丑條

續日本紀天平寶字二年十二月戊申條

22

21

20

19

18

17

16

15

14

13

12

11

10

9

8

7

6

5

4

3

2